

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 3 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで  
私の年金記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされていた。  
私の国民年金の加入手続は、私が勤務先を退職後に父親が行い、申立期間当時は、両親と兄も国民年金に加入しており、保険料は町内会の集金により家族の分と一緒に納めていた。

申立期間については、昭和 55 年 10 月に資格を喪失し、同年 10 月から同年 12 月までの保険料を還付されたことになっており、56 年 1 月から同年 3 月までの期間は、未加入期間とされているが、勤めを辞めて以降、平成 8 年に結婚するまで家業を手伝っており、他に就職したことも無いため、国民年金の資格を喪失する理由も無く、保険料を還付された記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について未納が無い。

また、特殊台帳及び A 町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間のうち昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料については、資格喪失後の 56 年 4 月に納付されていることが確認できることから、56 年 9 月に還付された旨の記録も確認できるものの、申立人は申立期間において被用者年金への加入記録も無く、そのほかに国民年金の資格を喪失させる理由も見当たらないことから、申立期間は強制加入被保険者となる期間と考えられ、当該期間の保険料を還付する合理的理由は認められない。

さらに、A 町役場の回答によると、申立期間において申立人が居住して

いた地区では町内会による保険料の集金が行われていたことが確認でき、一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親及び兄は申立期間の保険料は納付済みである上、前述のとおり申立期間の一部の保険料が資格喪失後に納付されていることなどを踏まえると、申立人の申立内容について不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から59年3月まで

昭和58年11月上旬にA町に転居し、店舗を開業したのを契機に国民年金に加入しようと思い手続をした。

加入手続の時に、今年度分と過去2年分を払ってもらいますと言われ戸惑ったが、これからA町でお店を営業していくので、言われたとおりに納付することにした。

記憶している納付書は横長でミシン目が入っており、3年分で1cmくらいの厚さがあった。3年分同じ用紙だった。

3年分を、半年分とか1年分という単位で何回かに分けて納付した。

開店当時はとても忙しく、早めに納付してしまおうと思った記憶があり、昭和58年12月末か遅くても昭和58年度内には納付したと思う。

確かに納付しているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町に転居した昭和58年11月に国民年金への加入手続を行ったと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、59年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、当該払出時点で、申立期間のうち、56年4月から57年9月までは時効により保険料を納付することができない期間である上、ほかに申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち、番号払出時点で時効となっていない昭和57年10月から59年3月までは、過年度保険料として納付が可能な期間であったが、申立人は過年度分を含め3年分が同じ納付書であったと供述しているところ、申立人の記憶している納付書の様式は、A町の回答によると現年度保険料の納付書に合致しており、過年度保険料の納付書とは異なるも

のであるなど、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月21日から36年5月1日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとのことであったが、A社(現在は、B社)C工場に「臨時」として勤務しており、申立期間も毎日仕事に出かけていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。  
(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、昭和36年5月1日資格取得、46年11月2日離職となっており、申立期間における被保険者記録は確認できない上、B社に照会したところ、「申立人に関する記録や書類は残っていない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料控除等について確認することができない。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日付けで被保険者資格を取得した者の大半が、申立人と同様に昭和35年12月中に資格を喪失していることが確認できるところ、このうち供述を得られた複数の者は、「私は臨時雇用で、申立人と一緒にD作業をしていた。」と供述しているとともに、同年12月に一旦資格を喪失していることについては、「申立期間は冬期でD作業が無かった。」、「失業保険を受給した。」、「臨時雇用にも雇用形態がいろいろあったが、長く勤務した者は、冬期も継続して雇用されるようになったのではないか。」などと供述している上、前述の被保険者名簿によると、これら35年12月中に資格を喪失した者のうち、申立人と同日の36年5月1日に同資格を再度取得してい

る者が多数確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人と同日付けで被保険者資格を取得した者のうち、申立期間も被保険者期間が継続している者はごく僅かであることが確認できるところ、このうち所在が確認できた一人は、「私はE業務に従事していた。E業務は冬も行っていた。私は、申立人のことを知らない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等については供述を得られない。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間も継続して雇用され、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月 20 日から 49 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 7 月 13 日まで

私は、両申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたが、標準報酬月額の記録を確認したところ、本給のほかに受け取っていた歩合金及び航海日当等が含まれていない金額で記録されていると思うので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間における標準報酬月額について、歩合金及び航海日当等が含まれていない金額で記録されていると主張しているが、B社に照会したところ、「申立人の報酬月額及び船員保険料の控除額を確認できる資料は無いが、当社において確認できる申立人の当時の本給と標準報酬月額の記録が大きく相違していることから、申立人の両申立期間における標準報酬月額については、歩合金及び航海日当等も含まれた金額から算出されていると考えられる。」と供述している上、両申立期間当時、A社において船員の給与関係の事務に従事していたとする同僚は、「両申立期間に係る標準報酬月額については、本給のほかに歩合金及び航海日当等の諸手当も含めた金額から算出されている。」と供述しているところ、当該同僚から提出された申立人のA社に係る従業員名簿に記載されている本給よりもA社に係る船員保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の方が高額であることが確認できる。

また、前述の同僚から提出された申立人のA社に係る船員保険被保険者資格取得確認及び報酬月額確認通知書において、標準報酬月額は5万2,000円と記載されており、同社に係る船員保険被保険者名簿における申

立人の船員保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、両申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚について、前述の被保険者名簿を確認したところ、当該同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当該同僚のうち一人は、「私は給与明細書を所持していない。私が受け取った報酬額と標準報酬月額はほぼ同じであると思う。」と供述している。

加えて、申立人が所持する船員手帳の失業保険金支給関係に記載されている報酬日額から算出した報酬月額に見合う標準報酬月額は、前述の被保険者名簿に記載されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

その上、申立人の前述の被保険者名簿を確認したが、両申立期間の標準報酬月額の記録について、訂正が行われたなど不自然な形跡は無く、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の両申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。